

## 十日町市中央公民館社会教育関係団体（利用団体）登録

### 1. 公民館の貸館

公民館は住民の組織的かつ自主的な学習、文化、スポーツなどの活動、地域づくりやボランティアなどに関する集会など、社会教育、生涯学習、公共的な活動について、公民館を貸し出します。ただし、(1)営利を目的とする行為、(2)政治、宗教活動を目的とする行為、(3)公共の利益に反する行為には、貸し出しできません。

### 2. 社会教育関係団体（利用団体）とは

「法人であると否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行なうことを主たる目的とするもの」で、どこにもだれにも支配されず、活動をしようとする人たちが自発的に団体を作り、活動の目的や内容・方法などを会員同士で話し合い、自主的な運営を行なう団体を言います。

社会教育活動とは、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいいます。

### 3. 次のような団体は「社会教育関係団体」ではありません

塾やカルチャーセンターのように、講師（先生）が中心になって活動を進めている団体や、学習活動を行わず、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も社会教育関係団体ではありません。

### 4. 登録の要件

十日町市中央公民館では、**次の要件をすべて満たす団体が社会教育関係団体に登録できます**。公民館を利用するには使用料をいただきますが、当市では社会教育関係団体として登録すると、使用料は全額免除されます。また、定期利用が可能になります。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 団体活動の本拠が市内にある団体であること。</li><li>(2) 団体構成員が5人以上で、その半数以上が市内に住所又は勤務場所を有すること。</li><li>(3) 広く市民に開かれた団体で、誰でも加入できる団体であること。</li><li>(4) 1年以上の団体活動の計画のある団体であること。</li><li>(5) 次に掲げる行為を行わない団体であること。<ol style="list-style-type: none"><li>ア 営利を目的とした行為</li><li>イ 特定の政党又は候補者の利害に関する行為</li><li>ウ 特定の宗教の利害に関する行為</li><li>エ その他公共の利益に反する行為</li></ol></li><li>(6) 当該団体の意思を表明する代表者及び当該団体の意思を執行する組織又は機構が確立していること。</li><li>(7) 自ら経理し、及び監査する会計機構があり、かつ、財政が確立していること。<br/>(ただし、会費等の徴収がなく、会計事務が発生しない場合は、この要件を満たしていると認めます。)</li></ol> |
|--|

## 5. 登録・申請・届出方法等

次に掲げるものを、中央公民館へ届け出てください。(登録要件を確認する資料)

(1)十日町市中央公民館社会教育関係団体登録申請書

(2)会員名簿

(3)規約又は会則、(4)活動実績又は活動計画、(5)収支決算書又は収支予算書

※(3)～(5)は、決められた書式はありません。団体内でお使いになっている書類でかまいません。【添付書類の作り方Q&A】を参考にして、中央公民館まで提出ください。

(6)その他、提出を求められた必要な書類

## 6. 登録証の交付及び有効期間

審査の結果、登録を認定した団体には「登録証」を交付します。登録証の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、年の途中で登録認定された場合においては、残りの期間までとなります。

## 7. 登録団体情報の取り扱い

団体情報（団体名・代表者・一般電話番号の内、団体が公開可とした情報及び活動内容）については、次のとおり利用します。

(1)中央公民館に入会希望などの問い合わせがあった際に情報提供するため

（情報提供内容：団体名・代表者名・一般電話番号の内、団体が公開可とした情報、  
なお、公開可能でない情報は、別途団体側へ情報提供の可否を確認します。）

(2)中央公民館の利用状況の公開や社会教育関係団体の新たな会員や参加者募集、他団体との連携体制づくりのため、ホームページで公開するため

## 8. その他

(1)以下すべてにあてはまる社会教育関係団体は、文化ホールの楽屋の利用が可能となる場合がありますので、ご相談ください。

- ・中央公民館、川治公民館、分じろう、十じろう等の部屋が予約できない場合
- ・文化ホールの利用がない場合
- ・利用日から1週間以内の場合
- ・楽屋の状況を変えず（イス、机を移動しない）、会議や打ち合わせに使用する場合

(2)申請書に記載した事項に変更（代表者の交代や連絡先の変更など）があったときや、活動を停止、または団体を解散したときは、すみやかに届け出てください。

(3)登録認定後に、登録要件に当てはまっていないことがわかったときや、申請書に虚偽の記載があったときなどは、登録認定を取り消すことがあります。

十日町市中央公民館 〒948-0083 十日町市本町一丁目上 508 番地 2  
TEL 025-757-5011 (直通) FAX 025-757-5010 E-mail t-edu-gakushu@city.tokamachi.lg.jp